

○議長（吉田敏郎）

日程第4 議案第74号 指定管理者の指定について（あしがり郷瀬戸屋敷）を議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。あしがり郷瀬戸屋敷の設置及び管理に関する条例第3条の規定により、指定管理者にあしがり郷瀬戸屋敷の管理を行わせるため、指定管理者の指定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（遠藤孝一）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第74号 指定管理者の指定について（あしがり郷瀬戸屋敷）。

次の者をあしがり郷瀬戸屋敷の指定管理者として指定したい。よって、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1、管理を行わせる公の施設の名称等。名称、あしがり郷瀬戸屋敷、位置、開成町金井島1336番地。

2、指定管理者の名称等。名称、株式会社オリエンタルコンサルタンツ神奈川事務所、代表者、所長、根岸良和、所在地、神奈川県横浜市中区北仲通四丁目40番。

3、指定の期間。令和2年4月1日から令和7年3月31日まで5年間。

令和元年12月3日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、添付いたしました資料を御覧いただきたいと思えます。

まず、1枚目が株式会社オリエンタルコンサルタンツから瀬戸屋敷指定管理者指定申請書の写し、2枚目が産業振興課長から開成町指定管理者選定委員会委員長に宛てた開成町公の施設に係る指定管理者の候補者選定依頼書の写し、3枚目が開成町指定管理者選定委員会委員長から産業振興課長に宛てた開成町公の施設に係る指定管理者の候補者選定結果報告書の写し、最後に、あしがり郷瀬戸屋敷指定管理候補者選定に係る評価結果書を添付してございます。

それでは、選定の経緯等の詳細につきましては、開成町指定管理者選定委員会委員長であります副町長から御説明申しあげます。

○議長（吉田敏郎）

副町長。

○副町長（加藤一男）

それでは、あしがり郷瀬戸屋敷に係る指定管理者の選定に至りました経緯及び審査方法並びに選定結果について御説明をさせていただきます。

令和元年6月25日付けで、当該業務の所管課であります産業振興課長から募集

基準、審査依頼書の提出がございました。これを受けまして、令和元年7月10日に選定委員会を開催し、審査基準をはじめ募集要項等をまとめ、令和元年8月1日から9月6日まで応募受け付けをいたしましたところ、2者からの応募がございました。令和元年10月2日付けで所管課である産業振興課長から選定依頼書の提出がございましたので、令和元年11月1日の選定委員会において、2者から提出をされました管理業務に係る事業計画書、収支計画書、定款、決算諸表などにより書類審査を行うとともに、申請団体へのヒアリングと評価を実施し、最終的に候補者を1者に決定してございます。

ヒアリングにつきましては、1者につき30分間で行っております。まず、申請者からの説明を受けた上で各委員から提出書類の内容や考え方などについて申請者に質疑し、その回答を踏まえて各委員が所定の評価書に従い評価したものを仮評価としてございます。次に、各委員間で情報共有のための意見交換をしまして、2者の最終評価を行いました。

評価点の集計に際しましては、選定条件とした法令等による指定資格の項目を満たしていること、各委員の評価を合計した結果、得点が50%以上であること、各委員の評価の結果、評価項目中に1項目でも0点の項目がないこと、各委員の評価結果で過半数を超える委員の支持があり、かつ総合得点で1位であることなども確認をしてございます。

なお、今回の委員会では私が委員長を務めさせていただいておりますけれども、庁内の4部長の内部委員に加えまして、外部委員として中之名にお住まいの税理士、藤井宏さん、金井島にお住まいの開成町北部地域活性化推進協議会会長の内藤博人さんにも加わっていただき、計7名で構成をしております。そのうち税理士につきましては、その専門的な見地から選定団体の経営状況を主に審査していただくこととして、評価はほかの委員6名で行っております。

また、この選定における審査基準をにつきましては、利用者の平等な利用が確保されていること、公の施設の効果的な活用と管理経費の削減が図られていること、管理を安定して行う物的及び人的能力があること、選定団体の経営状況などとしており、その基準を満たすかどうかにより審査をしてございます。

最後に評価結果でございますが、参考資料の最後でございますように、委員6名による評価としまして、株式会社オリエンタルコンサルタンツの総合得点が3千570点と第1位であり、得点率も66.11%であり、6名全員が1位に評価をしてございます。

この団体を選定した理由としましては、国内トップレベルの売り上げ実績を有した総合コンサルタント企業として世界的に活躍する企業であり、指定管理業務の受託件数も豊富でございます。瀬戸屋敷を北部振興の拠点にふさわしい施設として効果的な活用と安定した管理運営を行う能力を十分に有し、利用者サービスの質の向上が期待できるものとして捉え選定をさせていただいたものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

11番、前田せつよでございます。

今回の議案第74号についての指定管理者の指定については、町民はもとより町内外から、かなり注目度の高い指定管理に関する、最後、どのようになるのかなと、ということで注目度が高い案件であったと承知しているところでございます。その中で、先ほどヒアリングが30分ということで、足りていたのかなとかと思う純粋な質問と。

あと、かなり神経を使いながらのさまざま、委員会等々、行われるということで想像できるところでございますが、また、この2者も日ごろから密接した関係にあっている部分もございまして、いろいろな意味で交錯する部分もある二つの団体でございまして、十分な神経を使われての指定管理に関する指定にたどり着いた状況かと思っておりますが、その点の、お話しできる範囲で構いませんので、委員長として特に注意なされたこと、御苦勞なされたこと等々、お聞かせ願えればと思います。

○議長（吉田敏郎）

副町長。

○副町長（加藤一男）

先ほど1者30分というお話をしましたけれども、これは相手を呼んでの時間でございます。その前にいろいろ提出されました書類を内部委員また外部委員のお手元に届けまして、数日間かけて内容を把握してございます。その中で、それぞれの委員が目立ったものといえますか、そういったものを30分間でヒアリングを行ったということでございますので、時間的には十分足りているものと思います。

それと、あと、苦勞したと申しますと、特に私は苦勞してございません。非常に冷静な目で2者を見てございますけれども、特に気になったのが施設の利用を促進する対策、その辺がやはりオリエンタルコンサルタンツのほうがすぐれていたというものがございまして、それと、それぞれの法人の経営状況、この経営状況については藤井税理士に見ていただいたのですが、やはり指摘を受けたものがございまして、オリエンタルコンサルタンツが通常の経営状況であるという意見もいただいております。

それと、あと、この事業に対する収支計画及び積算根拠でございますが、確かに安い法人、もちろん金額の差はあるのですが、いらっしゃいましたけれども、やはり安かろうだけでは私はちょっとまずいと思われました。地域の住民たちとどのように北部活性化をやっていくか、そういったヒアリングの中で第1位のオリエンタルコンサルタンツがすぐれていたということだと思っております。

細かいことは余り申しあげられませんが、以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

さっき聞きそびれてしまったのかもしれないのですが、今回の委員会の委員の方の6名というのは、この前の指定管理のときもあったように、庁舎内4部長と副町長と、それから内藤さんということによろしいわけですか。

○議長（吉田敏郎）

行政推進部長。

○行政推進部長（秋谷 勉）

そのとおりで、評価に加わったのは6名ということです。税理士さんは、その前の段階で経営状況等をチェックしていただいて、それを委員の皆さんのほうに報告をいただいているというところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

質疑がないようですので、討論に入ります。

討論のある方は、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第74号 指定管理者の指定について（あしがり郷瀬戸屋敷）、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（吉田敏郎）

お座りください。起立全員によって可決しました。